改正後の浜松市火災予防条例

（蓄電池設備）

第１３条

　　蓄電池設備（蓄電池容量が１０キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が１０キロワット時を超え２０キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和５年消防庁告示第７号）第２に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

２　前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第１０条第４号並びに第１１条第１項第１号、第３号から第６号まで及び第９号の規定を準用する。

３　第１項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第３に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から３メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

４　前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第１０条第４号、第１１条第１項第３号の２、第５号、第６号及び第９号並びに第１１条の２第１項第４号の規定を準用する。